

<ひろぎん>後見制度支援預金

1. 商品名(愛称)	<ひろぎん> 後見制度支援預金
2. 販売対象	後見人が選定されている成年被後見人または未成年被後見人で、家庭裁判所から後見制度支援預金の利用について「指示書」の交付を受けた方 (保佐人・補助人・任意後見人は対象外)
3. 期間	定めなし
4. 預入 (1)口座開設 (2)預入方法 (3)預入金額 (4)預入単位	「指示書」(家庭裁判所発行)を窓口にご提出いただく必要があります。 随時預入 1円以上 1円単位
5. 払戻方法	「指示書」(家庭裁判所発行)に基づき窓口で払い戻します。
6. 利 息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)利率変更頻度	毎日の店頭表示の利率を適用します。 10万円未満……普通預金利率 10万円以上……自由金利 30万円以上……自由金利 100万円以上……自由金利 300万円以上……自由金利 1,000万円以上……自由金利 毎年3月と9月の第二日曜日の前金曜日の翌営業日に口座へ入金いたします。 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を1円とした1年を365日とする日割による計算 原則、1ヶ月毎(月初、第1月曜日から)
7. 手数料	口座開設手数料 11,000円(税込)
8. 付加できる 特約事項	「指示書」(家庭裁判所発行)がある場合、普通預金へ資金を移動する「自動振替サービス」の取扱いができます。
9. 中途解約時の 取扱い	定めなし
10. 金融商品販売法 における重要事項	預金保険制度の対象であり、預金保険の範囲内で保護されます。
11. その他	・ キャッシュカードは発行いたしません。 ・ ATMでのお取引はできません。 ・ 公共料金等の自動支払いおよび給与、年金(財形年金含む)、配当金、公社債元利金等の自動受取りにはご利用できません。
12. 紛争に関する 事項	本取引にかかる当行と提携している指定紛争解決機関の名称ならびに連絡先は次の通りです。 名称 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または03-5252-3772

2019年10月1日現在